

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学職員給与規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16経教規則30号</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第7条 第21条、<u>第33条及び第34条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、特勤手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)及び特勤手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を、1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第33条及び第34条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、特殊勤務手当が支給されることとなる作業の場合は、当該勤務に係る勤務1日当たりの手当の額を8で除した額を、前項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第8条から第20条 省略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第21条 職員が勤務しないときは、労働時間等規程第6条に規定する休日(同規程第7条の規定により振替となり又は第9条の規定により代休となった日を含む。以下同じ。)である場合、同規程第16条の規定により勤務しないことの承認を受けた場合、同規程第18条に規定する休暇(介護休暇を除く。)による場合又は就業規則第50条に規定する就業禁止の措置を講じられた場合その他特</p>	<p>第1条～第6条 省略(現行どおり)</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第7条 第21条、<u>第33条、第34条及び第42条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、特勤手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)及び特勤手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額(国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程(以下「<u>育児・介護休業等規程</u>」という。))に基づき育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしている職員にあっては、<u>第42条第4項第1号に定める算出率を乗ずる前の額</u>)の合計額を、1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第33条、第34条及び第42条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、特殊勤務手当が支給されることとなる作業の場合は、当該勤務に係る勤務1日当たりの手当の額を8で除した額を、前項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第8条から第20条 省略(現行どおり)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第21条 職員が勤務しないときは、労働時間等規程第6条に規定する休日(同規程第7条の規定により振替となり又は第9条の規定により代休となった日を含む。以下同じ。)である場合、同規程第16条の規定により勤務しないことの承認を受けた場合、同規程第18条に規定する休暇による場合又は就業規則第50条に規定する就業禁止の措置を講じられた場合その他特に承認があった場合</p>	

<p>に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減じて支給する</p> <p>2 省略</p> <p>第22条～第41条 省略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第38条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。</p> <p>一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 省略</p> <p>ハ 省略</p> <p>ニ 省略</p> <p>ホ <u>国立大学法人東京農工大学育児休業等規程</u> (以下「<u>育児休業等規程</u>」という。)により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職</p> <p>(育児休業等の給与)</p> <p>第42条 <u>育児休業等規程</u>に基づき育児休業又は部分休業を取得して勤務しない職員の給与については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>二 育児休業をしている職員のうち、<u>第38条第1項、第39条第1項及び第40条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員</u>については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。</p> <p>三 部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をしていた</p>	<p>を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減じて支給する</p> <p>2 省略</p> <p>第22条～第41条 省略(現行どおり)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第38条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。</p> <p>一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 省略</p> <p>ハ 省略</p> <p>ニ 省略</p> <p>ホ <u>育児・介護休業等規程</u>により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職</p> <p>(育児休業・介護休業等の給与)</p> <p>第42条 <u>育児・介護休業等規程</u>に基づき育児休業、<u>育児短時間勤務</u>、<u>育児部分休業</u>、<u>介護休業</u>、<u>介護短時間勤務</u>又は<u>介護部分休業</u>を取得している職員の給与については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 育児休業又は介護休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>二 育児休業又は介護休業をしている職員のうち、<u>第38条第1項及び第39条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員</u>については、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。</p> <p>三 <u>育児部分休業</u>又は<u>介護部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をしていた</p>	
--	--	--

<p>期間の2分の1の期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。</p> <p>(介護休暇者の給与)</p> <p>第43条 労働時間規等規程に基づき介護休暇を取得した職員の給与については、第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第44条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。</p> <p>3 <u>介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合は、当該介護休業をしていた期間の2分の1を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。</u></p> <p>4 <u>育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしている職員の次の各号に掲げる給与の額については、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>一 俸給 第10条に規定する額にその者の1週間当たりの勤務時間数を38時間45分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(ただし、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、期末手当及び勤勉手当の基礎となる俸給については、この号の規定を適用しない。)</p> <p>二 俸給の調整額 第22条に規定する額に算出率を乗じて得た額(ただし、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、期末手当及び勤勉手当の基礎となる俸給の調整額については、この号の規定を適用しない。)</p> <p>三 管理職手当 第23条に規定する額に算出率を乗じて得た額</p> <p>四 初任給調整手当 第24条に規定する額に算出率を乗じて得た額</p> <p>五 特勤手当 第31条に規定する額に算出率を乗じて得た額</p> <p>六 特勤手当に準ずる手当 第32条に規定する額に算出率を乗じて得た額</p> <p>七 超過勤務手当 その者の所定の労働時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務の時間とその勤務した日における所定の労働時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額</p> <p>(介護休暇者の給与)</p> <p>第43条 <u>削除</u></p> <p>第44条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	
---	---	--

附 則（18経規程第21号）

第1条～第7条 省略

（平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例）

第8条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第17条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第26条（地域手当）	100分の10	<u>100分の10を超えない範囲内で別に定める割合</u>

附 則 省略

附 則（18経規程第21号）

第1条～第7条 省略（現行どおり）

（平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例）

第8条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第17条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第26条（地域手当）	100分の10	<u>100分の9</u>

附 則 省略（現行どおり）

附 則（21経規程第9号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第42条第2項の改正については平成19年8月1日から適用する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する経過措置）

第2条 平成19年8月1日の前日において現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合におけるこの規程による改正後の第42条第2項の適用については、同項中「当該育児休業をしていた期間」とあるのは、「当該育児休業をしていた期間（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。